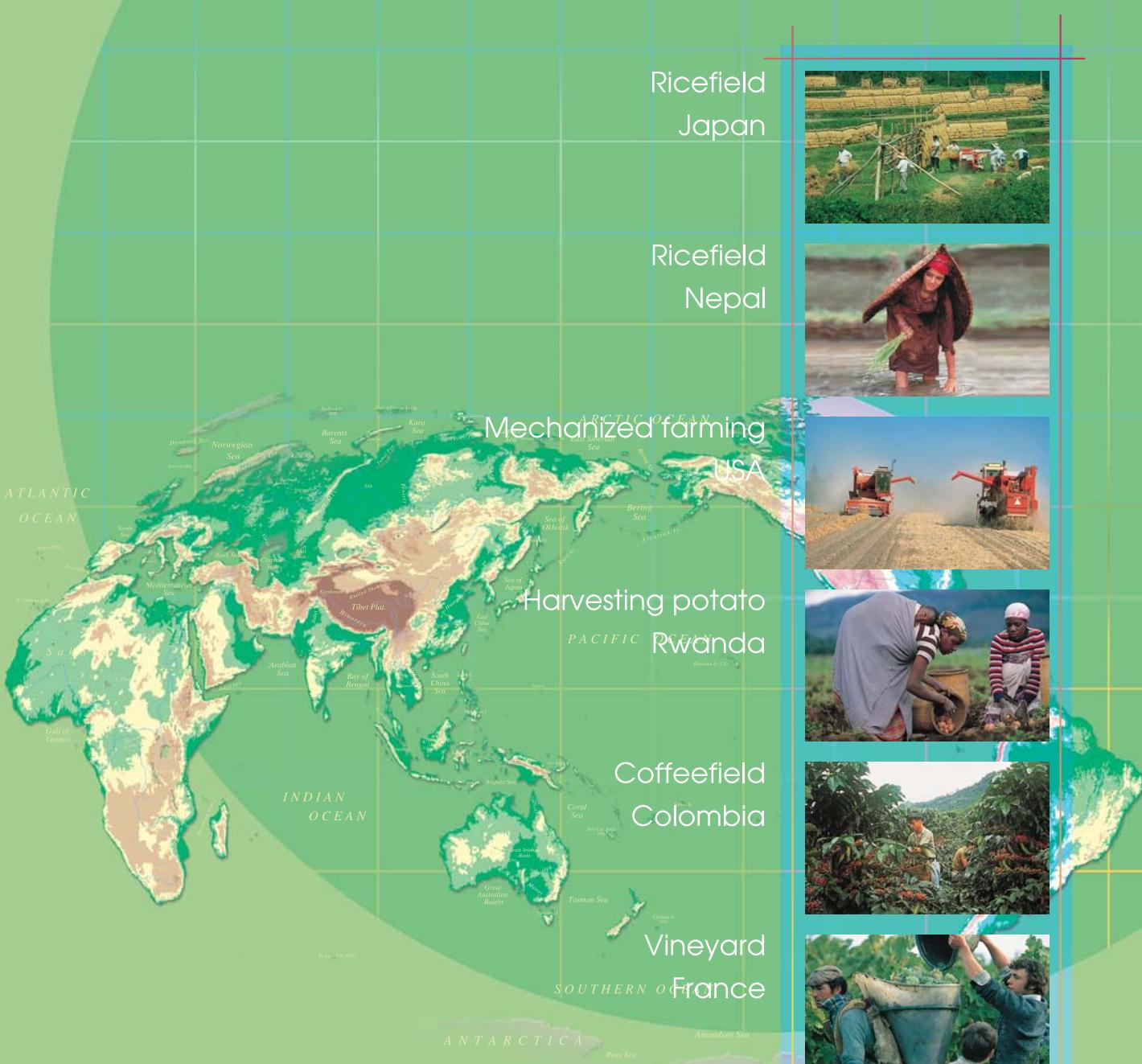


WTO 農業交渉

日本提案

多様な農業の共存をめざして



2000年12月

多様な農業の共存する新たな時代に向けて -非貿易的関心事項への配慮-

ウルグアイ・ラウンド合意から6年、この間私たちは、何を食べ、何を考え、そしてどう感じてきたのだろうか。

いま、また、新たな交渉が開始されたが、時が世紀をまたごうというこの期になんでも、食料、すなわち農産物が我々の生きる基本であることには変わりがない。いやむしろその価値は時代を反映し、高まっているようだ。

私たちはこの提案を作成するに当たって、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、欧州等、様々な国・地域を訪問し、その国の農業、貿易、外交を担当する人々と意見交換をしてきた。

そこで私たちは、手法や規模こそ異なるが、それぞれの国に農業を基盤とした社会や歴史があり、大事にしてきた作物があることを改めて認識した。もちろん、農業の多面的な機能を維持していくことの重要性を理解している国もあった。多面的機能という言葉こそ使わないが、農業のもたらす自然環境の保全や地域社会の維持の重要性は認めると語った食料輸出国もあった。また、自国で国民の空腹を満たせるよう生産力を高めたい、と切望する開発途上国も多かった。

私たちは国内においても、農業生産者、消費者を始め、様々な立場の人々と対話を繰り返してきた。

そこでは我が国の低い食料自給率に対する不安や、輸入される食料の安全確保への要望などが強く熱く語られていたが、その願いは世界共通の願いなのではないだろうか。

いま、私たちは21世紀の農産物貿易の方向を定める重要な貿易交渉に向か、行き過ぎた貿易至上主義へのアンチ・テーゼとして自信を持ってこの提案を世界に示す。

この提案は、①農業の多面的機能への配慮、②食料安全保障の確保、③農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正、④開発途上国への配慮、そして⑤消費者・市民社会の関心への配慮を求めるものである。

私たちは単にこの提案で自分たちの国、農業だけを守りたいのではない。この提案の根底にある各国の「多様な農業の共存」という人類の生存権にも通じるテーマを訴えているのだ。

21世紀、私たちは、そしてあなた達はどこで何をどのように食べていきたいのか、すなわちどう生きていきたいのか。

私たちは今こそWTOに加盟する142ヶ国・地域の全ての人々と共に考え、真に公平で公正な貿易ルールを築いていく時だと信じている。

目 次

○ WTO農業交渉日本提案の概要	3
○ 多様な農業の共存のために追求する5つのポイント	4
○ WTO農業交渉日本提案の各論点について	11
1. 交渉に際しての基本的重要な事項	12
2. 市場アクセス	14
(1)関税水準	
(2)アクセス数量	
(3)セーフガード	
3. 国内支持	20
(1)国内支持に関する規律	
(2)国内支持水準	
4. 輸出規律	24
5. 国家貿易	26
6. 開発途上国への配慮	28
7. 消費者・市民社会の関心への対応	30
○ 「WTO農業交渉日本提案」の詳細説明ペーパーの概要について	33
○ WTO農業交渉関連用語	43
○ WTO農業交渉日本提案提出までの経緯	45
○ WTO農業交渉日本提案の決定に当たって	46
(平成12年12月8日農林水産大臣談話)	
○ WTO農業交渉日本提案	47
○ 参考資料	61
(我が国のモダリティ提案(2002年11月)からモダリティ1次案改訂版(2003年3月)まで)	

WTO農業交渉日本提案の概要

基本的姿勢

「多様な農業の共存」を基本的な哲学とし、
1 農業の多面的機能への配慮
2 食料安全保障の確保
3 農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正
4 開発途上国への配慮
5 消費者・市民社会の関心への配慮
の5点を追求。

交渉に際しての基本的重要な項目

- ・各国におけるUR合意の実施状況等の十分な検証
- ・世界的な農政上の課題としての農業の多面的機能、食料安全保障の追求

農業交渉の進め方

- ・新ラウンドの一環としてシングル・アンダーテイキング（一括受諾方式）の下に実施・妥結

〔基本的姿勢を実現するための項目毎の提案内容〕

市場アクセス

- ・関税水準、アクセス数量の設定についての品目毎の事情を踏まえ、柔軟性を確保して適切に設定
- ・農産物の特性に応じ、機動的、効果的に発動できるよう、運用の透明性を高めたセーフガードの検討

国内支持

- ・現行の規律の基本的枠組みの維持。農業の実態を踏まえた農政改革推進の観点からの要件見直しの検討
- ・現実的な国内支持水準（削減約束）の設定

輸出規律

- ・輸出補助金等の輸出奨励措置や輸出制限措置等についての規律の強化

国家貿易

- ・輸出国家貿易についての規律の強化

開発途上国への配慮

- ・貿易ルール上の配慮や国際的な食料援助の取組みについての検討

消費者・市民社会の関心への対応

- ・食料の安定供給、食品の安全性の確保等の消費者・市民社会の関心に対する貿易ルール上の配慮

多様な農業の共存のために追求する5つのポイント

1 農業の多面的機能への配慮

主張のポイント

農業は、自然環境と調和した生産活動を通じて、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成等人間の生活に欠くことのできない多様な役割、すなわち「多面的機能」を果たしています。

この「多面的機能」は、それぞれの国において持続的に農業を営むことにより発揮されるものであり、貿易で確保することはできません。

★ 農業の多面的機能は国際的に認められています。

○ OECD農業大臣会合コミュニケ（1998年3月）

10. 農業活動は、食料や纖維の供給という基本的機能を超えて、景観を形成し国土保全や再生できる自然資源の持続可能な管理、生物多様性の保全といった環境便益を提供し、そして、多くの農村地域における社会経済的存続に貢献することもできる。

○ 農業の多面的機能の内容として、①環境保全、②地域社会の維持活性化、③食料安全保障が該当することは、多面的機能フレンズ国間でほぼ共通の認識となっています。

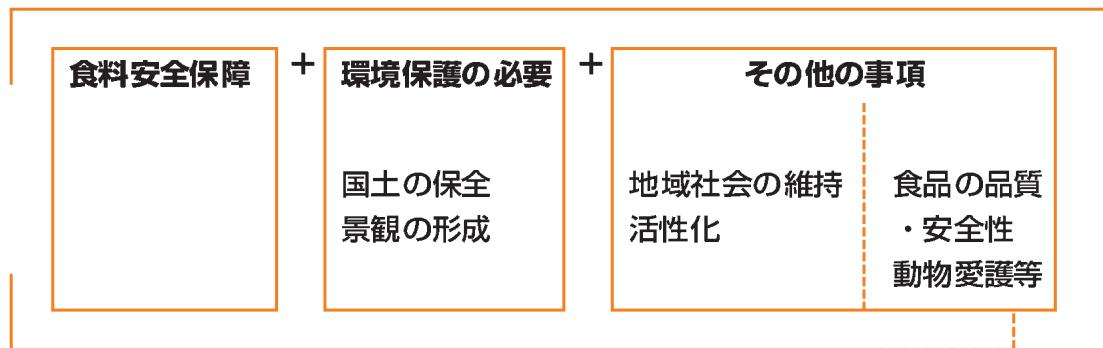
途上国は、食料安全保障や地域の維持活性化を重要視しています。

EUは、食品の品質・安全性や動物愛護についても強い関心を有しており、特にこれらが農業協定第20条の非貿易的関心事項に含まれることを主張しています。

★ 多面的機能と非貿易的関心事項との関係

- 多面的機能の概念から考えて、非貿易的関心事項は多面的機能を含むより広い概念として整理されるものと考えられます。

非貿易的関心事項



農業の多面的機能

「非貿易的関心事項」の概念は、貿易問題を議論するに当たり貿易的側面のみでなく、食料安全保障や環境保護の必要などの非貿易的側面も考慮することが重要であるという、貿易か非貿易かという区分に着目した概念であり、「多面的機能」は、農業が単に食糧生産のみでなく、食料安全保障への貢献、国土・環境の保全、良好な景観の形成、地域社会の維持等、農業の果たす様々な機能に着目した概念であるといえます。

WTO農業協定

前文

改革の下における約束が、食糧安全保障、環境保護の必要その他の非貿易的関心事項に配慮しつつ(having regard to non-trade concerns, including food security and the need to protect the environment)、開発途上国に対する特別のかつ異なる待遇が交渉の不可欠な要素であるという合意に配慮しつつ。また、改革計画の実施が後発開発途上国及び食糧純輸入開発途上国に及ぼし得る悪影響に考慮を払いつつ、すべての加盟国の中で衡平な方法によって行われるべきことに留意して、(中略)

2 食料安全保障の確保

主張のポイント

平和を維持することと食料を安定的に確保することは、どの国にとっても、国民に対する国の基本的責務です。

したがって、世界のどの国でも、最低限必要と考える食料を得る権利、すなわち食料安全保障の重要性が認められるべきです。

この場合、今後の国際的な食料需給のひっ迫の可能性や開発途上国等の飢餓・栄養不足問題を考慮すれば、それぞれの国において、その国の国内生産が基本とされるべきです。

★ 食料安全保障は世界的な課題です。

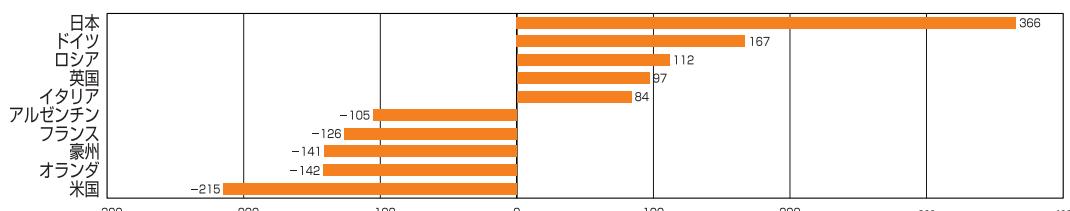
○ FAO世界食料サミットにおける整理（1996年11月）

「食料安全保障は、全ての人がいかなる時にも彼らの活動的で健康的な生活のために必要な食生活のニーズと嗜好に合致した、十分で、安全で栄養ある食料を物理的にも経済的にも入手可能であるときに達成される。」

「生産力の高い地域及び低い地域において、家庭、国、地域及び地球レベルで十分かつ信頼できる食料供給にとって不可欠で、（中略）持続可能な食料、農業、漁業、林業及び農村開発政策と行動を追求する。」

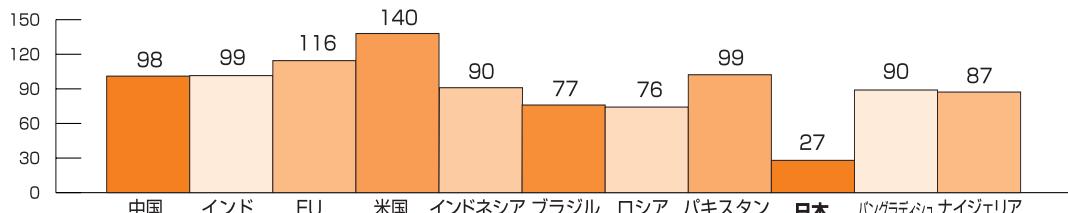
★ 我が国は世界最大の食料純輸入国であり、またその穀物自給率は人口1億人以上の国としては非常に低いものとなっています。

農産物輸出入額の現状（1997年）（単位：億ドル）



資料：FAOSTAT、注：上から農産物純輸入額上位5ヶ国、下から農産物純輸出上位5ヶ国

人口1億人以上の国々の穀物自給率（%）



資料：農林水産省「食料需給表」、FAO「FAOSTAT」

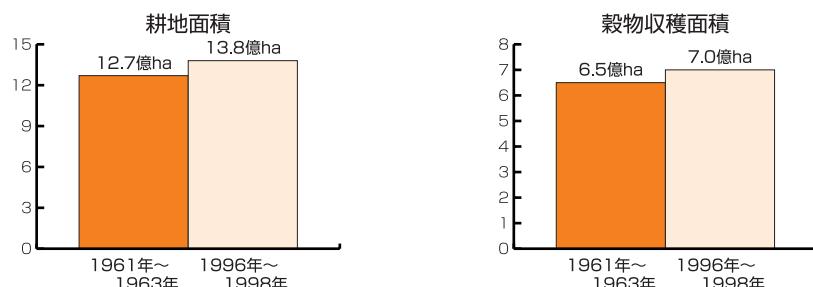
注：日本については1999年、日本以外は1998年

★ 農業生産は、次のような特質から、その需給は不安定になりやすいものです。

- ① 土地条件や水利、気候といった自然条件の制約を強く受ける。
- ② 生産量が変動しやすい。
- ③ 生産に一定の期間を要し、生産物の貯蔵性も乏しいことから、需給事情の変動に迅速に対応することが困難。

★ 世界の耕地面積が今後大幅に増加する可能性は低いといった観点からも、輸入国において可能な限り国内生産力を維持することは重要です。

○ 世界の耕地面積及び穀物収穫面積はほぼ横ばい



資料：FAO 「FAOSTAT」

○ 過度の放牧、森林の過伐、塩類集積による砂漠化の進行

砂漠化の影響を受けている土地	約36億ha (地球の全陸地の約1/4)
砂漠化の影響を受けている人口	約9億人 (世界人口の約1/6)
砂漠化の進行速度	450～580万ha/年 (参考：日本の農地面積483万ha)

資料：UN E P (国連環境計画) 報告 1991年



ナミブ砂漠の砂丘／ナミビア

3 農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正

主張のポイント

ウルグアイ・ラウンド農業合意により、輸入国には多くの義務が課せられ、国内需給の状況にかかわらず輸入数量を制限することは原則として認められていません。一方、輸出国には輸出数量制限の規律が緩やかであること等柔軟性が認められており、現行のWTO農業協定は公平性を欠いています。

こうした状況を見直し、輸出国と輸入国間の公平性を回復することは、世界のいすれの国にとっても公平で公正な貿易ルールを構築する上で不可欠です。

★ 現行の農業協定の規律は、輸出国側に緩く偏った内容となっています。

○ 輸入側と輸出側の規律に関する対比表

	輸入側	輸出側
関税削減率	輸入関税は農産物全体で平均36%（品目ごとに最低15%）削減を約束。	輸出税に係る削減義務なし。
輸出入の数量制限	輸入数量制限等は原則として認められていない。	輸出禁止・規制は一定の条件のもとに存続。
アクセス機会の提供	輸入実績が国内消費量の5%以下の产品について最低限の輸入機会を設定。	義務なし
輸出補助金		財政支出額で36%削減、対象数量で21%削減。ただし、毎年の削減率について柔軟性を持たせる。

★ 輸出国による輸出禁止措置、輸出税は現在も存続して、輸出国側の事情により発動されています。

○ 米国の輸出禁止・規制の仕組み

根拠法	発動理由	輸出禁止事例
輸出管理法 (1979年)	・安全保障上の理由がある場合 ・外交政策上の理由がある場合 ・国内で供給不足の場合	・大豆及び大豆製品の輸出禁止 1973年 ・旧ソ連、ポーランドに対する小麦の輸出規制 1974年、75年

○ 輸出税の実施の事例

国名	品目	実施期間	背景
インドネシア	パーム油	1998年4月～	・国内相場不安定、国内における不足
アルゼンチン	大豆	1995年1月～	・国内の供給確保（製品である大豆油には輸出税は課されていない）。

4 開発途上国への配慮

主張のポイント

多様性と共存の時代である21世紀においては、それぞれの国のおかれた状況やニーズに配慮した対応が大切です。

特にWTO加盟国の大半を占める開発途上国については、輸出先進国とは異なる立場を理解していく必要があります。例えば、飢餓・栄養不足問題を抱える開発途上国に対しては、国内の食料生産能力向上に向けた取組みへの支援は欠かすことができないものです。

この交渉では、途上国に対する支援を含め特別な配慮を払うことにより、先進国と開発途上国との間の公平性を図り、開発途上国がWTO体制に積極的に参加できるような貿易ルールを構築することが必要と考えます。

★ 今回の交渉において開発途上国に配慮した対応を行うことは、WTO農業協定第20条にも明記されています。

○ 農業協定第20条（抄）

加盟国は、根本的改革をもたらすように助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減するという長期目標が進行中の過程であることを認識し、次のことを考慮に入れて、実施期間の終了の1年前にその過程を継続するための交渉を開始することを合意する。

（中略）

（C）非貿易的関心事項、開発途上国加盟国に対する特別のかつ異なる待遇、公正で市場指向型の農業貿易体制を確立するという目標その他前文に規定する目標及び関心事項

★ WTO加盟国の約3／4は開発途上国が占めており、途上国の事情に十分配慮した貿易ルールを構築することは、WTO交渉全体を成功裡に導くために不可欠です。

WTO加盟国数 ······ 142ヶ国

そのうち、農業協定上途上国待遇となっている国数 約100ヶ国

（2001年7月現在）

★ 開発途上国を中心とした人口増加、栄養不足人口の状況は極めて深刻です。我が国は主要先進国のうち唯一の農産物純輸入国として、開発途上国と共に課題を抱える食料輸入国の代表という認識を持って交渉に臨みます。

5 消費者・市民社会の関心への配慮

主張のポイント

ウルグアイ・ラウンドの合意後、遺伝子組換え体（GMO）を含む食品の増加や消費者の安全性への関心の高まり等から、新たな課題が生じており、これらに適切に対応していくことが不可欠となっています。

- ★ 食品の安全性や品質に対する関心が高まり、消費者の「知る権利」への対応が重要となっています。

食品の安全性

- 1996年3月に英国政府が狂牛病と人のヤコブ病との関係を示唆して以来、EUは英国産牛肉の輸入禁止、100万頭以上の牛の処分を行い、EU域内における牛肉の消費量は激減
我が国においても、侵入防止に万全を期すため、2001年1月よりEU諸国等からの牛肉、その加工品等の輸入を停止
- 1996年7月、我が国において病原性大腸菌Oー157に起因する大規模な食中毒が発生し、原因食品の究明とその対策が社会問題化

食品の表示

- 有機食品等の自主的な表示が広がりを見せる中で、CODEXにおいて有機食品の認証に関する基準が作成され、各国は国内制度を整備
- 遺伝子組換え作物の研究開発や普及が本格化し、米国において1999年には大豆で約50%、トウモロコシで約33%が組換え作物の作付
それに伴い、各国におけるGMOの表示制度の義務化が進展